

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68 - 5 - 2 <u>シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「シンガポール税率」という。）を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第 3 章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（以下この節において「シンガポール原産品」という。）であるかの認定については、同協定第 22 条から第 26 条までの規定及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書第 5 条から第 11 条までの規定に基づき、次により行う。</u></p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された産品</p> <p><u>ロ シンガポール又は本邦の原産材料のみからシンガポールにおいて完全に生産される産品</u></p> <p>ハ 当該貨物の生産が 2 以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた産品</p> <p>(2) 次の産品は、それぞれシンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとする。</p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、 成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた産品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質（イからニまでに規定するものを除く。）</p> <p><u>ヘ シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産品その他の産品</u></p> <p><u>(i) シンガポールにおいて登録されて航行すること。</u></p> <p><u>(ii) シンガポールの旗を掲げていること。</u></p> <p><u>(iii) シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（注）（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール</u></p>	<p>（シンガポール原産品の認定の基準）</p> <p>68 - 5 - 2 <u>シンガポール税率を適用する場合において、輸入貨物がシンガポール協定第 3 章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの（以下この節において（シンガポール原産品）という。）であるかの認定については、同協定第 22 条から第 26 条まで 第 3 章における用語・原産品・累積・僅少の非原産材料・十分な変更とはみなされない作業</u> の規定に基づき、次により行う。</p> <p>なお、当該規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのシンガポールに係る原産地の認定には適用されないので留意する。</p> <p>(1) シンガポール原産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品とする。</p> <p>イ シンガポールにおいて完全に得られ又は生産された産品</p> <p>（新 規）</p> <p><u>ロ 当該貨物の生産が 2 以上の国又は地域にわたる場合には、シンガポールにおいて「十分な変更」が加えられた産品</u></p> <p>(2) 次の産品は、それぞれシンガポールにおいて完全に得られ又は生産されたものとする。</p> <p>イ 生きている動物であって、シンガポールの領域において生まれ、かつ、 成育されたもの</p> <p>ロ シンガポールの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物</p> <p>ハ シンガポールの領域において生きている動物から得られた産品</p> <p>ニ シンガポールの領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品</p> <p>ホ シンガポールの領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質（イからニまでに規定するものを除く。）</p> <p><u>ヘ シンガポールを旗国とする船舶により公海並びにシンガポールの排他的経済水域の海域及び他の国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物その他の産品</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</u></p> <p>(iv) <u>船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</u></p> <p><u>注 へ及びトの規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。</u></p> <p><u>ト シンガポールの領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品（へに規定する産品から生産された産品に限る。）</u></p> <p>(i) <u>シンガポールにおいて登録されていること。</u></p> <p>(ii) <u>シンガポールの旗を掲げて航行すること。</u></p> <p>(iii) <u>シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人（シンガポール又は本邦に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がシンガポール若しくは本邦又はシンガポール及び本邦の国民であり、かつ、シンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。</u></p> <p>(iv) <u>船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がシンガポール若しくは本邦若しくはシンガポール及び本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国の国民であること。</u></p> <p><u>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの領海外の海底又はその地下から得られた産品</u></p> <p>リ シンガポールの領域において収集された産品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>	<p><u>ト シンガポールを旗国とする工船上において得られ又は生産された産品（へに規定する産品から生産された産品に限る。）</u></p> <p><u>チ 海洋法に関する国際連合条約に従い、シンガポールの大陸棚及びその地下から得られた産品</u></p> <p>リ シンガポールの領域において収集された産品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ヌ シンガポールの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの</p> <p>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、シンガポールの領域において何収された部品又は原材料</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ヲ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ又は生産された産品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附属書 A に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からな<u>つて</u>おり、<u>関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</u></p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによ<u>つて</u>当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原産品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その産品はシンガポール原産品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p> <p>リ 物品を単にセットにすること。</p>	<p>ヲ シンガポールの領域においてイからルまでに規定する産品のみから得られ又は生産された産品</p> <p>(3) 「十分な変更」とは、シンガポール協定附属書 A <u>品目別規則</u> に定める品目別規則(以下この節において「シンガポール協定品目別規則」という。)を満たす変更(2以上の規則が掲げられている場合には、いずれか1つを満たせば足りる。)をいう。</p> <p>シンガポール協定品目別規則は、それぞれの品目毎に、関税分類の異なる材料の使用を求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「関税分類変更基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)、特定の製造又は加工作業を行うことを求めるシンガポール協定品目別規則(以下この節において「特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則」という。)又は付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則からな<u>つて</u>おり、<u>関税分類変更基準及び特定加工基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-3(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)により、付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱いについては後記68-5-4(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)による。</u></p> <p>ただし、次の(4)に掲げる行為のみによ<u>つて</u>当該変更が更に生じた場合には「十分な変更」とはみなさないものとする。</p> <p>(4) 次に掲げる作業は、「十分な変更」とはみなさない。また、一旦シンガポール原産品と認定された貨物が、その認定後、非原産国において、当該作業のみが行われた場合には、その産品はシンガポール原産品としての資格を維持するものとする。</p> <p>イ 輸送又は保存の間に当該貨物を良好な状態に保存することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業</p> <p>ロ 改装及び仕分け</p> <p>ハ 当該貨物又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。</p> <p>ニ 組み立てられたものを分解すること。</p> <p>ホ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業</p> <p>ヘ 単なる切断(例えば、生地を特定の大きさ又は形に切断すること。)</p> <p>ト 単なる混合(例えば、小石と砂利とを混ぜ合わせること。)</p> <p>チ 完成品にするための単なる部品の組立て(例えば、ねじ回しで家具を組み立てること。)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又 上記イからりまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によって断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であっても、シンガポールで行われたこれらのすべての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条の規定については、同協定附属書 Aにおいて特定の割合が定められていないことから、当分の間、当該規定の適用はないので留意する。</p> <p>(7) <u>在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が製品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、シンガポール協定第 28 条の A の規定により、シンガポールの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。</u></p>	<p>リ 物品を単にセットにすること。</p> <p>又 上記イからりまでの作業のうち二以上の作業の組合せ</p> <p>(5) シンガポール協定第24条 <u>累積</u> の取扱いについては、次による。</p> <p>イ シンガポール原産品の認定において、当該貨物の生産が本邦及びシンガポールの双方で行われた場合には、これらの生産はシンガポールで行われたものとみなす。</p> <p>ロ 「シンガポールにおいて一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であつても、これらはすべてシンガポールにおける生産とする」とは、当該貨物の生産において、その一部の工程が、シンガポールにおいて1又は複数の製造者によつて断続的に(すなわち、途中の工程が本邦及びシンガポール以外の国において)なされた場合であつても、シンガポールで行われたこれらの全ての工程は、シンガポールにおいて行われた生産であるとみなす。</p> <p>(6) シンガポール協定第25条 <u>僅少の非原産材料</u> の規定については、同協定附属書 Aにおいて特定の割合が定められていないことから、当分の間、当該規定の適用はないので留意する。</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（「やむを得ない特別の事由」の意義）</p> <p>68 - 5 - 13 令第61条第 4 項に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」及び「相当と認められる期間内」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ 送り出した国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を送り出した時までに<u>行うことができなかった</u>場合</p> <p>ロ 輸入者が送り出した者に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、送り出した者がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が送り出した後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合</p> <p>ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p> <p>(2) なお、通常の送出手続に要すると認められる期間内(送り出した後10日程度の遅れ)に発給されたものは「送り出した際」に発給されたものと取り扱つても差し支えない。</p> <p>(3) 「相当と認められる期間内」とは、<u>原則として2月とする。</u></p>	<p>（「やむを得ない特別の事由」の意義）</p> <p>68 - 5 - 13 令第61条第 4 項 <u>シンガポール協定原産地証明書の有効性</u> に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ <u>輸出国</u>における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を送り出した時までに<u>行うことができなかった</u>場合</p> <p>ロ 輸入者が送り出した者に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、送り出した者がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が送り出した後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合</p> <p>ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p> <p>(2) なお、通常の送出手続に要すると認められる期間内(送り出した後10日程度の遅れ)に発給されたものは「送り出した際」に発給されたものと取り扱つても差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（シンガポール原産品に係る原産地証明書の確認のための援助）</p> <p>68 - 5 - 21 シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合は本省を通じて行うこととする。<u>当該照会には、原産品であるか否かについての確認のための訪問(シンガポールの税関当局が日本国税関当局の立会いの下に、産品を送り出した者であって原産地証明書の発給を受けた者の施設、又はシンガポールに所在する者であって当該送り出した者の要請によりシンガポール税関に直接かつ任意に申告書を提出した生産者の施設を訪問することを通じて、当該送り出した者が送り出す産品がシンガポール原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのための当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと)を含む。</u></p> <p>なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</p>	<p>（シンガポール原産品に係る原産地証明書の確認のための援助）</p> <p>68 - 5 - 21 シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合は本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</p>